

## 児童養護施設ネバーランド 令和4年度事業計画

### (1) 施設の設置目的（児童福祉法第41条）

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

### (2) 施設の理念

施設の理念は、児童憲章に定められる①児童は人として尊ばれる②児童は社会の一員として重んぜられる③児童はよい環境のなかで育てられるとし、児童養護にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。また、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもの人権を擁護し、とりわけ、知る事、意見を言う事、選ぶ事、暴力から守られる事を基本理念とし全国児童養護施設協議会倫理綱領及び人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応の為の基本原則及び行動規範に基づき養護にあたるものとする。

## 全国児童養護施設協議会 倫理綱領

### 【原則】

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。

すべての子どもを、人権、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

### 【使命】

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り、営む責務があります。

私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現を目指します。

## 【倫理綱領】

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます  
一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性を持った養育を展開します。
2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします  
自らの思い込みや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、1人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとも信頼関係を大切にします。
3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます  
子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任を果たします。
4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切にした支援を行います  
関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。
5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します  
子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。
6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます  
いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。
7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります  
自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。
8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます  
児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。
9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます  
施設の持つ専門知識と技術を生かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。
10. 私たちは、常に施設環境及び運営の改善向上につとめます  
子どもの健康および発達の為の施設環境をととのえ、施設環境に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

2010年5月17日 制定

## 児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のために

### 【10の基本原則】

1. 入所児童の人格の尊厳を尊重し、子どもの権利擁護と養育に努める（権利擁護）
2. 入所児童の育ちの拠点として、子どもの成長、発達する権利を保障する（成長の保障）
3. 入所児童の一人ひとりの個性を尊重し、子どもの悩みや相談、そして願いや要求に真摯に向き合い、子どもの主体的な意思や自己決定の過程を支援する（主体性の尊重）
4. 入所児童のプライバシーを守り、子どもとの信頼関係を醸成することや、子どもたちの良好な人間関係を築く（信頼関係）
5. 入所児童が安心して、安全・安定した生活の営みを得られるように援助・支援をはかるとともに、施設における生活環境づくりに努める（安定した生活）
6. 入所児童に対する体罰や不適切な関わりは人権侵害であり、いかなる理由があれ、許されない（人権侵害の否定）
7. 児童養護施設の事件、事故については、リスクマネジメントの観点から、その発生予防を第一義とし、事件等の発生時においては、迅速かつ適切に対応する（発生の予防と対応）
8. 児童養護施設においては、常に施設全体での法令遵守と倫理意識の高揚に努めるとともに、職員が倫理観を確立させ、人間的な成長と研鑽に努めるよう働きかけていく（倫理観の確立）
9. 児童養護施設が子どもの権利擁護の拠点であるとの使命と役割を認識し、職員が子ども一人ひとりに適切な援助・支援、対応が行われているか、常に点検と職員間の十分な連携を図るとともに、職員が援助・支援の方法と技術を習得するよう、働きかけていく（点検と研鑽）
10. 保護者をはじめ、児童相談所など関係機関や専門職、地域住民やボランティアなどと連携協力し、地域社会からも信頼され、地域とともに歩む施設運営に努める（地域社会との連携）

### 【人権の尊重に基づく行動規範】

1. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対していかなる理由があっても、体罰や不適切な関わりは一切行わない
2. 法人・施設の役員および職員は、子どもに対して人格を傷つけ、否定するような態度や差別的な言動をとらない
3. 法人・施設の役員および職員は、子どもの人格を尊重した呼称を基本とし、子どもの訴えなどに対して無視、放置や威圧的な態度をとらない
4. 法人・施設の役員および職員は、子どものプライバシーの保護をはかるとともに、個人情報等を他に漏らしてはならない
5. 法人・施設の役員および職員は、子どもへの当該施設職員等による体罰や不適切な関わり等の事実があった場合は、これを明らかにするとともに、役職員側に非がある場合は真に謝罪する

### (3) 管理運営方針

児童を取り巻く環境の変化と、児童の抱える様々な問題を的確に捉え、心身ともに健やかな児童の育成をすすめる。また、以下の視点で援助体制の確立を図る。①児童の人格尊重及び権利の保障 ②児童自立支援計画に基づいた支援内容の充実及び施設長による個別面接の実施 ③チームアプローチ体制の確立に向けた各種会議の開催と PDCA サイクルに基づいた組織作り ④ケア内容の確認と質的向上に向けた第三者評価の受審と運営委員会を中心に作成した改善計画の実施 ⑤運営委員会を中心とした家庭的養護推進計画に基づく具体的な小規模ケアの推進 ⑥リービングケアの充実に向けた分園型小規模グループケアの実施 ⑦退所児童へのアフターケア体制の構築 ⑧必要な福祉人材の確保に向けた実習生、ボランティア、インターン等の積極的な受け入れ ⑨職員のケアスキル及び専門性の獲得に向けた個別研修計画に基づく各種研修会への積極的な参加 ⑩メンタルヘルス、就労意欲の維持に向けた職員アンケート及び面接の実施 ⑪職員個々が自らの将来像を描きながら自身の職務に責任を持って取り組むためのキャリアパスの明確化 ⑫ケアの個別化と専門性の向上を目的とした基幹的職員の養成と各種専門職員の確保・養成 ⑬包括的な家庭支援の実施に向けた家族との協働 ⑭児童相談所、学校、医療機関等関係機関との連携強化 ⑮地域の子育て支援に向けた短期入所事業の実施と鹿沼市要保護児童対策ネットワーク会議（以下、要対協）・いちごハートネット事業への参加 ⑯とちぎフォスタリングセンター（以下、TFC）と協同したフォスタリング機能の強化 ⑰施設運営の透明性確保及び社会的養護の啓蒙を目的としたホームページの管理と広報誌の発行 ⑱大規模災害に備えた支援体制の構築と防災対策の強化

### (4) 管理運営の具体策

項目	概要
1 日常ケア	<p>(1) 本体ユニット制及びグループホームによる小集団でのケアを実施し、児童とケアワーカーをはじめとした施設職員及び児童相互の信頼関係を構築し、豊かな人間性及び社会性を育む。</p> <p>(2) 子どもの権利擁護の観点から当事者参画のもと「児童自立支援計画書」を策定し、社会人として自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を図る。</p> <p>(2) 個々のケアワーカーによる対応の違いからくる混乱を予防するためCSPの導入やマニュアルの見直しをするなどして一貫性のあるケア体制を構築する。</p> <p>(3) 豊かな食生活と保健活動の充実により、健やかな心身の発達と健康の増進に努め、食育計画を作成し、年齢別食育の充実を図る。また、食卓の雰囲気大切にしながら、食事マナーの習得や食への興味関心を育む。</p> <p>(4) 幼児については、地域の幼稚園への通園により、社会性の獲得、施設外集団との関わりによる心身の発達促進、豊かな人間性を育む。</p> <p>(5) 学童については、学校との連携、社会資源の活用等により、学力の向上と社会性の獲得に努めるとともに、特に年長児童については、個々の特性に応じた進路選択を援助し自立に向けた支援体制の更なる充実を図る。</p> <p>(6) 児童の自治活動の場として子ども会議を実施し、意見表明の機会を保障し、児童がより主体的に臨めるようにする。</p>

	<p>(7) 意見箱、苦情解決委員会及び第三者委員の設置による苦情解決の適切な運営に努め、必要に応じて関係機関との迅速な連携を図る。</p> <p>(8) 児童相談所及び各種関係機関と連携して、家庭支援専門相談員を中心に児童と家族の関係改善を目標に家庭調整を進める。また、必要に応じてペアレントトレーニング実施など親教育の充実に努める。</p> <p>(9) 里親支援専門相談員を中心に、ふれあい里親の利用やレスパイト受け入れ・里親委託の促進を図るとともに、里親研修受け入れやTFCと連携して地域の里親支援に取り組む。</p> <p>(10) 心理療法計画に基づき、心理療法担当職員による遊戯療法・こころの時間・グループワークなどの心理療法を通して、入所児童の心的外傷への治療的ケアの強化を図る。また、必要に応じて児童相談所と連携して、定期的な通所や面接を行う。</p> <p>(11) 生活支援計画に基づき、年齢及び発達に応じた生活スキル（掃除・洗濯・調理等）の獲得を目指す。特に、自立を控えた年長児に関しては、献立作成及び毎週末の夕食づくり、ボランティア支援による調理実習と勉強会を通じた調理スキル、金銭管理のスキル、TPOに応じた言葉遣いなどの社会性や社会資源の利用法などを習得し、生活者としての自立をはかる。</p> <p>(12) セカンドステップを各ユニットで実施し日常生活に展開することで、児童個々のコミュニケーションスキル向上及び児童間暴力の防止に向けた支援を行う。</p> <p>(13) 学習支援計画に基づくケアワーカーによる学習支援の他、公文塾・進学塾への通塾を保障することで、基礎学力の獲得を目指す。</p> <p>(14) リービングケアの充実に向け、中高生担当職員を中心にアルバイト活動の推進、高校生への就労支援及び中高生合宿の機会にライフストーリーワークを実施する。また、とちぎユースアフター事業協同組合（以下、とちぎユース）の主催する自立支援プログラムへの参加を促す。</p> <p>(15) 児童福祉最低基準に定められる入所児童健康診断の実施。</p> <p>(16) 施設行事については、担当者を定め内容の充実に努める。また、余暇活動についても年間計画を作成するが、コロナの状況を考慮し、各ユニットでの実施を中心に計画にとらわれず児童の権利擁護・発達支援・感性教育等の観点から様々な体験等の機会を準備していく。</p> <p>(17) とちぎユースへの加盟による卒園児への援助、担当職員を中心とした相談等施設退所後の継続的なアフターケアの充実に努める。</p> <p>(18) 性教育委員会を設置し、独自の性教育プログラムをもとに年齢別による性教育を展開する。日常の関わりにおいて性と生の大切さを学ぶことで自己肯定感を育む。</p>
<p>2 地域との連携・支援・交流</p>	<p>(1) 各学校、幼稚園等との連絡体制を整備することにより、情報の共有化を図るとともに方針の統一化を目指す。</p> <p>(2) 要対協に出席することで地域のリスク家庭等を把握するとともに施設の専門性を地域に活かす。</p> <p>(3) スポーツ少年団等への参加（希望者）を通じ地域の児童との交流を図る。</p> <p>(4) 「鹿沼市子育て支援短期入所事業」「宇都宮市子育て支援短期入所事業」「下野市子育て支援短期入所事業」「壬生町子育て支援短期入所事業」の実施、また法人</p>

	<p>としての「いちごハートネット事業」への参加を通して地域子育て支援事業の充実を図る。</p> <p>(5) “海賊の会”（後援会）による入所児童及び退所児童への支援体制の確保。</p> <p>(6) 定期的な広報誌の発行のほかホームページを刷新し見やすく充実した内容にすることで、事業運営の透明性の確保とサービス利用者等に必要な情報提供を行うとともに社会的養護の啓蒙を行う。</p> <p>(7) 施設の持つ機能、設備を地域に提供することによって、地域の子育てを支援し、開かれた施設づくりを推進する。</p> <p>(8) 地域と協同した施設行事の開催や地域行事への参画をとおして、地域住民とともに歩む施設を目指す。</p> <p>(9) 個人及び団体ボランティアを積極的に受け入れることで施設養護への理解を促すとともに、児童においてはコロナ禍の中、様々な形で関わってくれている支援者の方に対し、感謝の気持ちを持てるよう促すとともに多様な人間観を培っていく。</p>
<p>3 地域小規模児童養護施設</p>	<p>(1) 地域小規模児童養護施設「くがの家」により、家庭的な養育支援を行う。また、本体との連携を強化し孤立化を防ぐために、施設長、心理療法担当職員による宿直フォローやくがなな会議における施設長による定期的なスーパーバイズの他、職員会議への職員出席及びリーダー会議へのリーダー出席による情報共有、合同行事の開催を実施する。ケアワーカーにおいては各種研修会への参加などを実施し、入所児の処遇向上に努める。</p>
<p>4 分園型小規模グループケア</p>	<p>(1) 分園型小規模グループケア「ななの家」により、高校生への具体的な自立を見通した養育支援を行う。また、本体との連携を強化し孤立化を防ぐために、施設長、心理療法担当職員による宿直フォローやくがなな会議における施設長による定期的なスーパーバイズの他、職員会議への職員出席及びリーダー会議へのリーダー出席による情報共有、合同行事の開催を実施する。ケアワーカーにおいては各種研修会への参加などを実施し、入所児の処遇向上に努める。</p>
<p>5 施設管理</p>	<p>(1) 費用対効果を常に検証し、効率的な経営の確立を図るとともに、自主評価基準における施設点検を的確に行い、一層の処遇向上を図る。</p> <p>(2) 施設の機能を発揮させ良好な生活環境を作るため、委員会を設けて担当者を中心に定期的に建物及び設備機器の点検を的確に行う。</p> <p>(3) 保守管理委託業務の実施にあたっては契約内容を厳正に行わせ、施設管理に万全を期する。</p>
<p>6 職員管理</p>	<p>(1) 必要な福祉人材の確保に向けて、実習生、ボランティア、インターン等を積極的に受け入れる。また、前述のホームページや広報誌及び地域等での講演会などの機会を通し、社会的養護に対する理解と興味を促す。</p> <p>(2) PDCA サイクルに基づく、運営委員会、リーダー会議、職員会議、くがなな・ユニット会議、各種委員会、ケース会議等の活性化を図ることで職員間の共通理解を促すとともに、チームアプローチ体制の強化を図る。</p> <p>(3) 第三者評価を受審して個々のケア内容を客観的に確認するとともに、明らかになった課題に対し改善のための計画を作成して実施することで、支援内容の質的向上に努める。</p>

	<p>(4) 全国児童養護施設協議会（以下全養協）「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を実施し、結果を全体共有した上で、被措置児童虐待防止に努める。</p> <p>(5) 関係機関が実施する研修会等に積極的に参加させることにより、職員の自己啓発を促し職員の資質の向上を図る。</p> <p>(6) 入所児童のケアについて、個別研修計画に基づく外部研修への参加や施設内研修会を定期的に設けること、またマニュアルの見直しやCSP・セカンドステップを全体で取り組むことでケアの統一化を図り、援助スキルの向上と入所児に対する理解と認識を深める。</p> <p>(7) 栃木県児童養護施設等連絡協議会（以下栃養協）各種部会に参加し各職種における専門性の向上を図る。</p> <p>(8) 栃養協の行う段階別研修に参加しキャリアパスを明確化することで、職員個々が自らの将来像を描きながら自身の職務に対し主体的かつ責任を持って取り組めるようにする。</p> <p>(9) 職員の就労意欲の維持向上に向け、職員アンケート及び面接を適宜実施することで定着率を高める。</p> <p>(10) ケアの個別化と専門性の向上を目的とし基幹的職員を養成するとともに各種専門職員の確保に努める。</p> <p>(11) 定期健康診断等の実施により、疾病の予防と早期発見に努める。</p> <p>(12) 心理療法担当職員による面接を適宜実施し、職員のメンタルヘルスに努める。</p>
7 災 害 防 止	<p>(1) 児童の安全を確保するため、安全衛生点検の担当者を定め、徹底を図るとともに、非常時に備えて万全を期する。</p> <p>(2) 非常用備蓄品及び保管庫を整備することで災害時の児童の安全で安定した生活を確保する。</p> <p>(3) 消防計画等に基づき、防災器具の点検、防災教育を実施する。また、担当者を定め年間計画に基づく月1回以上の避難訓練・年1回の総合防災訓練を実施する。</p> <p>(4) 「大規模災害対応指針（全養協まとめ）」に基づき、防災・減災対策の強化を図る。</p>